かたひがし

昭和52年9月16日
第175号
発行
新潟県西蒲原郡潟東村
印刷
北洋印刷株式会社

＜村の人口＞

総人口	6,379人
男	3,130人
女	3,246人
世帯数	1,202

昭和52年8月31日現在

潟東村お祭り広場

—しあわせ音頭にのせ—

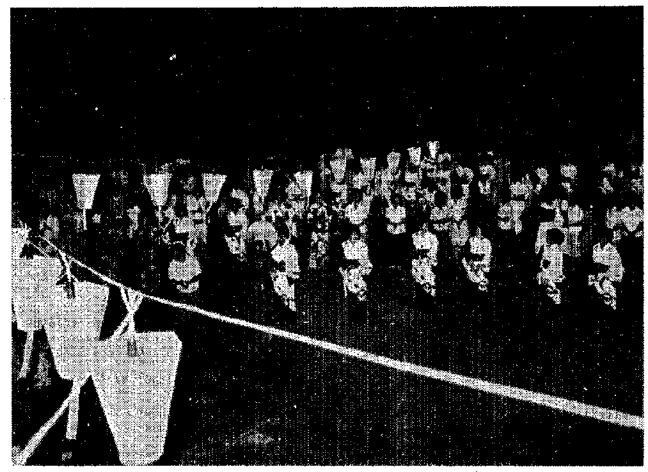

へハー雪が消えればよー

潟東しあわせ音頭の歌にのせ、八月十九日、夜七時役場脇交通公園予定地に踊りの輪が広がった。

青年団、婦人会、四Hクラブの協力により、いつもなら部落ごとの祭りで終ってしまうので、帰省の人にふるさとの思い出にと全村民あげてのお祭りを開こうと第一回お祭り広場を計画したもの。

七時半、村長のあいさつで開演、新生婦人会の踊り、今井青年団の演劇、遠藤ひしのみ会の唄、踊り等のいろいろの催し物もありました。また、思考をこらした無料金魚すくい、たぬきばやしは大繁盛、あっというまになくなってしまいました。

当日、来ている人に聞いてみると、「部落にもお祭りはあるけれど、こんなに大きなお祭りはとてもたのしいですね」、「これからも毎年やってほしい」と言う声が聞かれ、みんな楽しさを満喫しているようでした。

クライマックス九時すぎには打ち上げ花火が夏の夜空をかざっていました。

印鑑登録及び証明について

よくまちがった証明書の請求をされ、何度も役場に足を運ばれる人もいますが、そうならないよう貴方の印鑑を自分と思って見つめ直して下さい。

※登録できる者満十五才以上で村内に住所がある人。

○登録できる印鑑

一人一個が原則です。二人以上で一個の実印を持つことはできません。

店頭で売っているようないわゆる三文判も材質が良いものであっても多数出回っていてまちがいの元なので実印には向きません。

・文字の組合せ

「大田一郎」の場合、

良　大田一郎　大一　大田一　一郎

悪　田郎　オオタ　大田いちろう　大郎　田一　大田　荒木一郎

○申請の方法

本人が直接役場窓口に印鑑を持って登録を受けて下さい。代理人のときは「代理人選任届」が必要となり、登録証の交付は、申請のあった日から三日程遅くなります。

印鑑登録証明をもらうには？　まずどんなことがあっても印鑑を登録した時に渡された「印鑑登録証」を提示して下さい。たとえ印鑑を持って来られても提示がない限り証明書は発行されません。そして印鑑登録証の再交付はいたしませんので実印同様大切に保管しておいて下さい。

尚、印鑑の登録手数料は五十円、登録証明書は一通百円です。

村民野球大会結果

決勝トーナメント

1部
- 三方クラブ 4 — 0 今井クラブ
- 決勝：三方クラブ 5 — 3 新生クラブ

2部
- 島方クラブ 5 — 0 新生パワーズ
- 島方ベアーズ 2 — 1 寺町アニーズ
- 決勝：島方クラブ 10 — 4 島方ベアーズ

——秋季野球大会8月29日より開催中——

モミ乾燥機等の火災に注意

明るい人生を

成人式　百二十五名出席

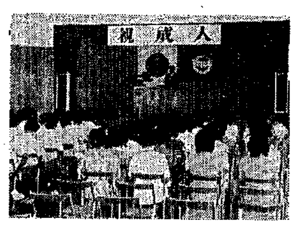

朝夕に秋の訪れが心地よく感じ始めた八月十五日、農業会館で成人式典が行れました。

お盆の里帰りの人も多く出席し、ひさびさの対面に話しもはずみ、なごやかな雰囲気のうちに式典が始まりました。

午前十時、教育長のはじめのことばに続き、小林村長から「青春に悔いをのこさないよう皆さんの年代を精一ぱい生きて下さい」と式辞がおくられ、議長、青年団長の祝辞と続いた。

新成人者を代表して山口新田、小林弘子さんが「一人一人の力は確かに小さいかもしれませんが、しかしその小さいそれも若くまだまだ未熟な我々の力を結集とその蓄積が明日の未来を築く巨大な力となることを信じ、一歩一歩努力します」と誓いのことばをのべ式典を終了した。

式典終了後、新成人者と役場バンドで「若者たち」等を大合唱してすべてを終えた。

少年球技大会結果

野球の部		ソフトボールの部	
優勝	東小学校	優勝	南小学校
二位	西小学校	二位	東小学校
三位	南小学校	三位	西小学校

成人式

S・I

八月十五日、空は晴れ渡り真夏の太陽がふりそそぐ中、潟東村に初々しい力を持つ百二十五名の若人の成人式があった。久し振りに会う顔、顔、顔、驚く程の大人っぽさに私はみんな一人で歩き出したんだなと改めて気を引き締め、社会の一個人としての責任を感じました。

けれども、「な、今なにしてるんだ」「おれか？　おれ今ダンプの運転手してるんて」なんていう会話が交わされるともうそこはみな同じ潟東村人であった。

何はともあれ日頃自分が出ても出なくてもいい真面目な式なんかとバカにしている人たちでも、やはり大人になったことを祝う成人式に多数の人たちが参加したことは、一人一人がもう子供ではない、これから社会をリードしていくのは自分たちだという気持ちが強く表われているように見えた一日でした。

よく考えてみよう!!　マルチ商法にご用心!!

「いいサイドビジネスの話があるんだけど！」「○○さんは月○○万円も稼いだそうだ」「一寸説明会へ来ませんか」などとマルチ商法の誘いを受けたことはありませんか。そんなうまい話は世間にそんなにあるものではありません。十分に注意してください。

借りた金の返済に困り夜逃げした人や、職場の仲間を勧誘したものの、うまくいかないと責めたてられ、会社を辞めた人もいます。

加入する際には、もう一度よく考え、その儲けの源泉は何なのか？　結局他人の犠牲のうえに立つ利益ではないのか？　冷静な判断を忘れないでください。加入者は十四日以内であれば無条件で解約ができるなど皆さんの立場を保護するための各種の業者規制をしております。被害にあった人も諦めることなくすぐもよりの警察、村、消費生活センターに御相談ください。

人権相談（秘密厳守）

十月七日（金）午前十時～午後三時
味方村　老人憩の家（楽友荘）

停電のお知らせ

九月二十一日　午前九時より午後二時まで。
番屋、大原部落の全部が作業停電しますので御周知下さい。

庁内行事

九月二十一日	レントゲン定期外検診	
二十七日	一・六ケ月児検診	農業会館
二十八日	乳児検診	農業会館
十月四日	狂犬病予防注射	
五日	糖尿病精検結果説明会	農業会館

第十二回村民運動会

健康～融和～親睦

10月2日（日）

西小学校

潟里方言

だっけさっけ……混乱して。取込んでいる。
たそく……何のおぎないにもならないこと。
だらみだす……心中の不平などをさらけ出す。
ちごどんぼ……赤とんぼ。
ちゃら……まぜっかいす。おちょっかい。
ちょくる……意地悪いからかいかた。
つけあげ……てんぷら。
つーろく……相応すること。話のすじがとおること。
つむ……噛む意味なのであるが、米などの乾燥を試すときに多く用いる。
てんずりはんずり……どっちつかず。中途はんぱ。
てーすりごんぼ……平あやまり。
てっこもり……山盛り。
どーしん……乞食坊主。
どーさんぼー……しんばり棒。
どんぐりまぜ……ごっちゃまぜ。

この人を紹介

潟東村連合青年団長
吉田　隆市　さん

「ああ、この人か」とすぐだれもがどこかで会ったこと、見たことがあるはずのこの人、今年四月に青年団長に就任した、吉田さん（国見）。

「帰郷」公演、お祭り広場等を開催し、最近では献血友の会の発足の立て役者となり、みなさんから親しまれている。

「今の若いものは」と言われる昨今、だいじな地位についてどこから出るのか、かん高い声の鶴の一声で、団員をうまくまとめている。

農業におかれてもたいへん御活躍。

これからもがんばって下さい。

あなたは見えても、車は見えない夜の道

九月のキャンペーン
秋の交通安全運動

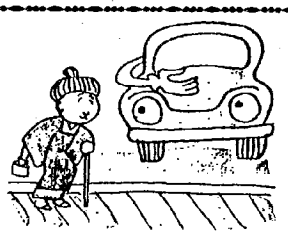

こどもたちも長い夏休みが終り学校や幼稚園へ通い始め、また、お年寄りの幸せと生きがいを願って「敬老週間」も始まります。

このこどもたちとお年寄りを交通事故から守るため九月二十一日から十日間全国一せいに秋の交通安全運動が展開されます。

この機会に、こどもとお年寄りを事故から守るため、それぞれの立場においてあなた自身にできる安全活動を実践する習慣を身につけましょう。

―こどもとお年寄りには道を譲ろう―

こどもとお年寄りは動く赤信号といわれています。そばを通り抜けるときや、横断しようとしていたときには、いつでも止まれる速度、先に横断させてやる、これが運転者のできる安全活動です。

―自転車の正しく安全な乗り方を身につけましょう―

将来、こどもさんが自動車の運転免許をとることを考え、自転車の正しい安全な乗り方を指導することは必ずやプラスになることです。ブレーキのかけ方、交差点での曲り方などの基本をマスターさせて下さい。

それから、お年寄りは「自転車だから…」と言わずお酒を飲んだら乗らないことが大切です。

―家庭で交通安全を語ろう―

特に、こどもの交通安全は家庭からと言われます、確かに学校や幼稚園においても安全指導はしていますが、家庭における指導がなければ本当に身についたものとなりません。

テレビや新聞で報道されるニュースを参考に一家団らん時に話し合いを、また、こどもと一緒に外出するときは、自から手本を示し、実際の現場で指導しましょう。

くらしの情報

〃一刻も早く手続きを〃
農業者年金

農業者年金制度が発足してからすでに六年が経過し、昨年より経営移譲年金の給付が開始されております。加入資格がありながら、まだ加入していない農業経営主や、その後継者が多勢いると思われ、本年度中に加入しないと受給出来なくなります。加入資格要件は次のとおりです。

㋐当然加入の資格要件を備えているもの（当然加入有資格者）

①大正九年七月二日から昭和十一年一月一日までに生れた者

②国民年金の被保険者

③農地等について耕作又は養畜の事業を行なう者（経営主）であって所有権又は使用収益権に基いて、その事業に供する農地等の面積の合計が五十アール以上

④任意加入の資格要件のうち次の(1)(2)の要件を備えている者であって(3)又は(4)の要件のうち、いずれか一つの要件を備えている者（任意加入有資格者）

(1)昭和十二年七月二日以降に生れた者

(2)国民年金の被保険者

(3)農地等について、耕作又は養畜の事業を行なう者（経営主）であって所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積が三十アール以上五十アール未満

(4)五十アール以上の農地等につき、所有権又は使用収益権に基づいて、耕作又は養畜の事業を行なう者（経営主）の直系卑属で加入の申出をする日まで引き続き三年以上耕作又は養畜の事業に従事していた者。（経営主がその事業の後継者として、指定する一人の者）

尚、当然加入及び任意加入共に誕生日までに入らないと入れなくなりますので、早めに加入手続きをされるようお知らせ致します。

尚、詳細は農協窓口又は農業委員会事務局におたずね下さい。

〃農地の転用は許可後に〃

皆さんはご存じでしょうか？

農地を農地以外にしようとする場合には、県知事許可が必要です。自分の土地を転用しようとするには農地法第四条許可、又他人から譲受ける等により土地を転用するには農地法第五条許可を必要とします。

湯東村は農業振興地域に指定され、農地の大部分が農用地区域となっており、農用地区域はもちろんの事、農用地区域外の場所であっても住宅及び農業用施設等を建設しようとする場合は、許可申請を農業委員会に提出し、県知事の許可のあった後に建物等を建築しなければなりません。

許可申請書の添付書類は次のものが必要です。

○申請者の住民票の写し
○申請土地の登記簿謄本
○申請土地の地番を表示する図面
○申請土地の位置及び附近の状況図
○申請土地に建設しようとする建物平面図
○申請土地が土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
○資金調達についての証明
○隣地の同意書
（五条申請の場合は、譲渡人の印鑑証明）

尚、最近許可を取らずに建物等を建築されるケースが多く見受けられますので無断で転用することなく、必ず許可を得てから転用されるようお知らせ致します。

詳細については、地元農業委員又は農業委員会事務局におたずね下さい。

国民健康保険の手続き　資格と届出

世帯に属する被保険者の資格に異動があったときには、世帯主は14日以内に次の表の手続きに必要なものを持参のうえ届出して下さい。

皆さんから特に御注意をお願いしたいのは、健康保険（職場保険）に加入された場合で、加入された翌日から国保の資格が失なわれますので国保をやめる場合の手続きをされるとともに国保の被保険者証を使って受診されないで、加入された健康保険者証を使って受診して下さい。

こんなときには手続きを		手続に必要もの
国保にはいる場合	転入したとき	印かん
	職場等の健康保康をやめたとき	印かん，職場の健康保険をやめた証明書
	子供が生まれたとき	印かん，被保険者証　母子手帳
	生活保護をうけなくなったとき	印かん，保護廃止通知書
国保をやめる場合	転出するとき	印かん，被保険者証
	職場の健康保険にはいったとき	印かん，両方の被保険者証（職場の保険証が未交付のときは証明できるもの）
	死亡したとき	印かん，被保険者証，死亡を証明するもの
	生活保護をうけるようになったとき	印かん，被保険者証　保護決定通知書
その他	市町村内で住所がかわったとき	印かん，被保険者証
	世帯主や氏名がかわったとき	印かん，被保険者証
	世帯をわけたりいっしょにしたとき	印かん，被保険者証
	保険者証をなくしたとき	印かん
	子弟が修学で他の市町村に転出するため，別の被保険者が必要なとき	印かん，存学証明書　被保険者証
	出かせぎなど，長期間他府県などに行くため，別の被保険者証が必要なとき	印かん，被保険者証

㊟　転入，転出，転居などのときは，届と一緒に手続きをしなければなりません。

昭和五十三年歌会始
詠進歌のお知らせ

昭和五十三年歌会始のお題は、「母」と定められました。

歌には母（はは）の語意のある他の言葉たとえば、「たらちね」・「めおや」などと用いてもよいが、人間をはじめ生命のある動物の女親を題材とした歌に限る。したがって、母国・母校などとして用いないこと。

◎詠進要領

㈠詠進歌は、自作の歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

㈡用紙は、半紙とし、毛筆で自書してください。

㈢病気又は身体障害のため毛筆で自書することができない場合には、他人が代筆しても差し支えありませんが、代筆の場合は、すべてその理由を書いた別の紙を添えてください。

㈣書式は、半紙を二つ折りにし、開いて右半面にお題と歌、左半面に住所、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日及び職業を書いてください。無職の場合は、元の職業を書いて下さい。

㈤詠進の期間　九月一日から十月十一日までとし郵送の場合は、消印が十月十一日までのものを有効とします。

㈥あて先「〒100東京都千代田区千代田一番一号宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えて下さい。

ものを大切にする運動
◇論文募集◇

〃ものを大切にすること〃についての体験、創意工夫、資源の再利用、研究発表等未発表の作品募集。

○応募要領
㈠対　象　県内在住の婦人
㈡応募作品　一人一作品
㈢締切り　九月三十日（当日消印有効）
㈣送り先
新潟市学校町県庁県企画調整部企画課）
〒（九五一）

原稿の長さは、四百字詰五枚以内、住所、氏名、年令、職業を明記すること。

うぶごえ　（8月中届出）

なまえ	生年月日	保護者	住所
小林　義明	52.7.25	孝一	横戸
星野　貴之	52.8.4	圭一	遠藤
武田志津世	52.8.2	佐和治	遠藤
牧口　寛子	52.8.6	治喜	熊谷
高橋　明子	52.8.6	安広	番屋
小林　香織	52.8.10	利一	遠藤
星野みゆき	52.8.11	秀樹	今井
斎藤　律子	52.8.9	修吾	国見
渡世　志穂	52.8.17	恵	熊谷
赤塚　陽子	52.8.21	憲一	井随

おくやみ　（8月中届出）

なまえ	なくなられた日	年令	住所
樋口　ミヨ	52.8.2	88	水沢新田
村松　浩策	52.8.7	46	番号
大越　マス	52.8.11	69	五之上
鷲尾市太郎	52.8.15	70	井随
梅沢四郎治	52.8.30	75	茨島

心身障害者雇用促進大会開催

○日時　九月二十一日　午後一時三十分
○場所　燕市水道町一丁目　総合文化センター
○行事　体験発表　記念講演等

多数参加されるようお願いいたします。

消防分署だより
〃ストーブに注意を〃

村民のみなさんには火災予防につきましては、格別の御協力ありがとうございます。

すでにみなさまも御承知の事と思われますが、今年度十月一日より液体燃料を使用する器具のうち移動式のストーブにあっては、地震等又は何らかの形で傾転倒した時、自動的に消火する装置、又は自動的に燃料の供給が停止する装置を設けたものを使用しなければならないことになりましたのでお知らせします。

火災予防に御協力お願いします。